

知多南部広域環境センター整備事業の概要等

1 計画概要

(1) 事業概要

本事業は、知多南部地域ごみ処理広域化計画に基づき、知多南部地域の2市3町（半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町）のごみ処理を1施設に集約した新たなごみ処理施設の整備を行うものである。

なお、本事業は都市計画法の手續を伴う事業であることから、都市計画決定権者である武豊町が環境影響評価の手續を行う。

(2) 都市計画決定権者

武豊町

(3) 事業実施区域の位置

知多郡武豊町字一号地地内

(4) 事業規模

処理能力 283t/日

2 手續根拠法令

愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号）

3 経緯

平成26年	10月	1日	計画段階環境配慮書の案の公告・縦覧（～10月30日）
	12月	19日	計画段階環境配慮書の県への送付
平成27年	3月	9日	計画段階環境配慮書に対する知事意見の通知
	7月	17日	環境影響評価方法書の県への送付
	7月	21日	環境影響評価方法書の公告・縦覧（～8月20日）
	12月	11日	環境影響評価方法書に対する知事意見の通知
平成29年	11月	7日	環境影響評価準備書の県への送付
	11月	10日	環境影響評価準備書の公告・縦覧（～12月11日）
平成30年	1月	18日	住民意見の概要の送付
	1月	26日	愛知県環境影響評価審査会への諮問
	2月	20日	愛知県環境影響評価審査会知多南部ごみ処理施設部会（第1回）
	3月	3日	環境影響評価に関する公聴会
	3月	20日	愛知県環境影響評価審査会知多南部ごみ処理施設部会（第2回）
	4月	24日	愛知県環境影響評価審査会知多南部ごみ処理施設部会（第3回）
	5月	11日	愛知県環境影響評価審査会からの答申
	5月	17日	環境影響評価準備書に対する知事意見の通知

4 今後の対応

都市計画決定権者（武豊町）は、知事意見等を踏まえ、環境影響評価書を作成し、その内容に従って事業を行うこととなります。